

「厚地デイサービスセンターみま森」重要事項説明書

(事業の目的)

第1条 医療法人慈風会が開設する「厚地デイサービスセンターみま森」(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 「厚地デイサービスセンターみま森」
- (2) 所在地 鹿児島県鹿児島市東郡元町12番3号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の種類、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 1 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、利用者に応じた具体的な認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画の作成等を行います。

- 2 生活相談員 1名以上 (常勤兼務)

生活相談員は、認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練及び相談援助等の生活指導を行います。

- 3 看護職員又は介護職員 2名以上 (常勤兼務)

各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行い、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行います。

- 4 機能訓練指導員 1名以上 (常勤兼務)

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日 月 火 木 金 土 (祝日も含む)
- (2) 営業時間 10時00分から17時00分
- (3) サービス提供時間 10時00分から16時20分
- (4) 台風接近時、災害時等は利用者の安全を優先して休む場合もあります。

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとします。

定員 12名

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用料金等)

第7条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用料その他の費用の額は次のとおりとし、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とします。

単独型 所要時間6時間以上7時間未満の場合

① 基本料	要支援1	760単位
	要支援2	851単位
	要介護1	880単位
	要介護2	974単位
	要介護3	1,066単位
	要介護4	1,161単位
	要介護5	1,256単位
②加算	入浴介助加算Ⅱ	55単位
	入浴介護加算Ⅰ	40単位
	個別機能訓練加算	27単位
	科学的介護推進体制加算	40単位
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	6単位
	介護職員処遇改善加算Ⅱ(1月の所定単位数に17.4%を乗じた単位数)	
③その他	食事代金	550円

①+②+③が1回の利用料になります。②の介護職員処遇改善加算については1月での料金となります。また、外出活動時の食事代・入館料等は実費負担とさせていただきます。

2 支払方法

毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。(月途中での利用中止等の場合は、最終利用日に請求書を発行します。発行日から10日以内にお支払い下さい。また、要支援・要介護認定結果が通知されるまでの暫定サービスによる場合は、要支援・要介護認定通知受領後のご請求になります。)

お支払い方法は、①事業所の窓口②サービス利用時に従業者へ預ける。

2種類の中からお選び下さい。

諸事情により双方話し合いの結果、別途方法がとられる場合には、それによります。利用契約時にご相談下さい。

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第8条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとします。

- 1 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者の日常生活動作及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。
- 2 従業者は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを主旨とし、利用者又はその身元引受人に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
- 3 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- 4 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、生活指導、日常生活動作、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供を行います。

1日の流れ

- 送迎 9:00 送迎車にてご自宅へお迎えに参ります。
(お迎えの時間などのご希望などはお相談下さい)
- 10:00 お茶などの水分補給 健康チェック
(顔色、血圧、体温、脈拍などの体調を確認します)
- 10:30 入浴 個別入浴
(午後から入浴ご希望にも応じます)
- 12:00 昼食
(バランスの取れた家庭的な食事を提供します)
- 13:00 ゆとりの時間
(和室、マッサージ機・ホットパック)
- 14:00 個別機能訓練
(集団リハビリ、個別リハビリ等)
- 14:30 健康チェック
(入浴)
- 15:00 余暇活動
(音楽療法、回想法、計算、集団・個別レクリエーション等)
- 16:00 おやつ、喫茶
(お茶、紅茶、コーヒー等の飲み物と手作りのおやつを楽しんでいただきます。)

(サービスの中止・契約の終了)

第9条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護サービスの提供の中止・契約の終了は次のとおりとします。

- (1) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。
- ② 事業所の都合でサービスを終了する場合
ご本人様の状態、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ④ 健康上の理由による中止
 - ・ 風邪等、病気の際は、サービスをお断りすることがございます。
 - ・ 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスの変更内容又は中止する場合がございます。その場合、身元引受人へ連絡の上、適切に対応します。又、必要に応じて速やかに主治等に連絡をとる等必要な処置を講じます。
- ⑤ その他
 - ・ 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合利用者及び身元引受人に対して社会理念を逸脱するような行為を行った場合などについては、利用者は解約を連絡することにより即座にサービスを終了する事が出来ます。
 - ・ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。利用者がサービス料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用出来ない状態であることが明らかになった場合、または、利用者や身元引受人などが事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族へ連絡・主治医・協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずることとします。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行第3条4項に規定する消防計画及び火災、風水害、地震、津波等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者、火元責任者には事業所の従業者を当てます。
- (2) 始業時、終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行います。
- (3) 非常災害用の整備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際には、防火管理者が立ち会います。
- (4) 防火管理者は従業者に対して防災教育、防災訓練を実施します。

①防災訓練・・・年2回以上

- ②非常災害設備の使用方法の確認・徹底・・・随時
- (5) 事業所は立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波等個別の非常災害対策計画を策定しています。
- (6) その他、必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制をとります。

(施設利用に当たっての留意事項)

第12条 施設利用にあたっての留意事項は以下のとおりといたします。

①施設設備の利用

施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。
これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがございます。くれぐれもご注意ください。尚ご利用にあたっては不明瞭な点は、従業員へお尋ね下さい。

②他科受診

原則的に利用中の他科受診は認められておりません。(やむを得ず他科受診が発生した場合は、この限りではありません。) 施設利用中での、ご家族のみによる他科受診もご遠慮下さい。

③所持品管理

私物の持ち込みは最小限度にとどめ、日常生活に必要な特別な物品の持ち込みや危険物の持ち込みはご遠慮下さい。

場合によっては施設で管理させていただきます。

私物に関しましては、必ずお名前をご記入下さい。

万が一現金等の紛失があった場合は責任を負いかねます。

④現金等管理

貴重品・多額の現金持ち込みはご遠慮下さい。万が一現金等の紛失があった場合は責任を負いかねます。

⑤貴重品管理

補聴器・眼鏡・腕時計等の貴重品は、原則として自己管理とさせていただき、万が一紛失あった場合は責任を負いかねます。

⑥宣伝活動

施設内での他の利用者に対する宗教及び政治活動はご遠慮下さい。

第13条 その他運営に関する注意事項は次のとおりとします。

- (1) 従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。
- (2) 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

(相談・要望又は苦情等の申し出)

第14条 利用者及びその家族は、事業所の提供する介護サービスに対して要望又は苦情等について担当者(管理者)に申し出ることができます。

(1) 事業所の窓口

厚地デイサービスセンター みま森

〒890-0068 鹿児島市東郡元町12番3号 TEL・FAX 099(203)0301

担当者 管理者 里見 崇

2 次の機関においても、苦情申出等ができます。

(1) 市町村の窓口

鹿児島市役所長寿支援課

〒892-0816 鹿児島市山下町11番1号 TEL 099(216)1147

(2) 公的団体の窓口

鹿児島県国民健康保険団体連合会

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7番4号 TEL 099(206)1031

(3) 鹿児島県社会福祉協議会

福祉サービス運営適正化委員会事務局

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番7号 5階 TEL 099(286)2200

(説明書確認欄)

指定介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護の提供開始にあたり、本書面にも基づき重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所名 医療法人 慈風会
厚地デイサービスセンターみま森
(指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護)

事業所番号 4690101185

所在地 鹿児島市東郡元12番3号

説明者 印

私は、本書面により、事業所から指定介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 印

身元引受人 住所
氏名 印